

令和7・8年度

社会教育関係団体登録申請書 兼 公民館使用料減免申請書

半田市長殿

令和 7年 1 月 15日

半田市社会教育関係団体として登録のうえ、半田市使用料条例第6条の規定により、以下の使用期間における公民館の使用料の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

利用者登録番号 (中央公民館利用団体のみ記入)								
ふりがな	かりやどがっしょうかい							
団 体 名	雁宿合唱会							
ふりがな	はんだ はなこ							
代表者 氏 名 (※ 講師以外)	半田 花子							
住 所	〒475-09118 半田市雁宿町1-2							
団 体 の 連 絡 先 (代表者以外の場合は記入)	氏 名							
講師あり	氏 名	かりやど たろう 雁宿 太郎						
講師なし	住 所	〒456-0000 〇〇〇市						
会 員 数	合計 100 名 (うち市内在住者 80名) ※人数は申請日現在とする							
会 費	なし 年 / 月 1,000 円							
施 設 名	半 田 市 立 中 央 公 民 館							
登 録 期 間	令和7年4月1日 ~ 令和9年3月31日							
活 動 日 時	毎(第							
活 動 内 容	合唱の練習と、年に1度、市内各公民館を巡回して行う。また、市内各公民館で開催されている発表会に参加している。							
入 会 の 資 格	制限なし ・ 制限あり ()							
連絡先を教えることに	同意する ・ 同意しない(同意しない理由:)							

講師が、代表者や会員以外であること。

連絡担当者は、生涯学習課より必要な連絡をさせて頂く場合があります。
担当者が途中で変更した場合は、生涯学習課への連絡が必要です。私塾的運営の誤解を招かないよう
会員以外から講師を選出してください。

会員名簿の人数と一緒にすること。

社会教育活動を積極的に推進するため、市内で活動し、社会教育の発展に寄与して頂ける団体への公民館使用料の減免を行っています。

【確認】以下の遵守・留意事項を確認し同意いただける場合は、日付と代表者名をご記入ください。

- 社会教育法第23条に基づき、営利行為(PR・物品の販売)及び政治宗教活動を目的としない任意団体である。
- 活動の主な目的は、会員の学習活動である。
- 登録内容は公開を原則とする。ただし、記載事項の「代表者の氏名・電話番号」(団体の連絡先がある場合は団体の連絡先)は、社会教育・生涯学習の目的で照会があった場合のみ公開する。
- 登録期間中であっても、制度の見直しにより、使用料及び使用料の減免の取扱いが変更となる場合がある。

令和 年 月 日 代表者名

添付書類 : 会則 ・ 会員名簿